

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 8 月 13 日号をお送りします。

===== Index =====* =====* =====*

▼ 法令情報

>>> Covid-19 の影響により一時停止中の機械・設備の減価償却費

>>> 借入利息の損金算入限度額を超えた場合の繰越について

>>> 2021 年の地域別最低賃金額を増減無しとする提案

===== =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====* =====*

■—法令情報—■

【税制】 Covid-19 の影響により一時停止中の機械・設備の減価償却費

=====◆◇◆◇◆=====

Covid-19 の影響により多くの製造業では生産ラインの一部を一時停止しているが、
そのような場合の機械・設備の減価償却費に関して、ハイフォン税務局は
2020 年 7 月 2 日付オフィシャルレター Official letter 1930/CT-TTHT 号を発行した。
当オフィシャルレターによると、Covid-19 の影響により生産ラインを
一時停止した際の機械・設備の減価償却費は、通達 Circular 96/2015 /TT-BTC 号の第 4 章に
規定された一時停止に該当しないため、当該減価償却費は法人税上損金算入不可となる。
以下が通達 Circular 96/2015 /TT-BTC 号の第 4 章に規定された一時停止である。

- ・季節的な要因で 9 か月未満の期間で生産が一時停止する
- ・修理・移転・定期メンテナンスにより 12 か月未満の期間で生産が一時停止する

しかし、上記はあくまで地方税務局の見解である。Covid-19 の影響による生産の一時停止は
不可抗力であるが、このような場合について法令上は不明確となっている。
今後も財務省や税務総局等の上部機関の案内がない限り、
地方税務局ごとに異なる判断をすることが想定されるため、
影響が大きい企業等は所轄の地方税務局へオフィシャルレターを取得することも検討すべきで

ある。

この点について、今後も情報がアップデートされ次第、当ニュースレターでも共有させていただく。

参考文献：

ハイフォン税務局発行 2020 年 7 月 2 日付オフィシャルレター Official letter 1930/CT-TTHT 号



【税制】 借入利息の損金算入限度額を超えた場合の繰越について

=====◆◇◆◇◆=====

政令 Decree68/2020/ND-CP 号により、借入利息の損金算入限度額は EBITDA の 20%から 30%まで引き上げられた。

財務省は 2020 年 7 月 24 日付でオフィシャルレター Official Letter No. 2835/TCT-TTKT 号を発行し、借入利息が損金算入限度額を超えた場合の繰越について以下の通り案内している。

・ 2019 年度以降：限度額を超えた借入利息は、翌年度以降に繰越可能で、繰越期間は 5 年間となる。

例：2019 年度に発生した限度額を超えた借入利息は、2020 年度、2021 年度、2022 年度、2023 年度、2024 年度に繰越される。

・ 2017 年度および 2018 年度：2017 年度および 2018 年度の限度額を超えた借入利息は次年度以降に繰越できない。

例：2017 年度に発生した限度額を超えた借入利息は、2018 年度以降に繰越することはできない。

なお、2017 年度および 2018 年度の限度額を 20%から 30%に修正するための修正申告書の提出期限は、

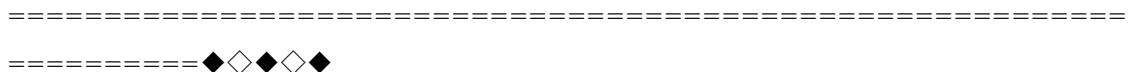
2021 年 1 月 1 日である点にも留意いただきたい。

参考法令：

財務省発行 2020 年 7 月 14 日付オフィシャルレター Official Letter No. 2835 / TCT-TTKT



【人事労務】 2021 年の地域別最低賃金額を増減無しとする提案

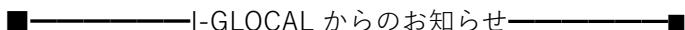


Covid-19 による経済への影響を受け、2020 年 8 月 5 日に国家賃金評議会は 2021 年の地域別最低賃金額の増加について会議を開催した。

当会議には 13 人が参加し、投票に参加した 9 人全員が 2021 年の地域別最低賃金額を 調整しない提案に同意した。この結果は、政府が 2021 年の地域別最低賃金額を 検討および決定するための基礎となる。政府が本案に同意し、正式な案内を発行する場合、 2021 年の地域別最低賃金額は 2020 年と同様に次の通りとなる。

- ・ 地域 I : 442 万 VND/月
- ・ 地域 II : 392 万 VND /月
- ・ 地域 III : 343 万 VND /月
- ・ 地域 IV : 307 万 VND/月

政府から新しい案内があり次第、改めて共有させていただく。



書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。
http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業への ロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
